

カナダの保証業務

福 嶋 壽

Assurance Service in Canada

I はじめに

公認会計士ないし監査法人による「財務諸表監査」以外の業務が増大しており、将来的には、財務諸表監査以上に業務量が伸び、そして社会的な意義の高まることを見込まれている。この業務は「保証業務」(assurance service, assurance engagement)と呼ばれている。

例えば、わが国で、近年、個人資産や年金資産の運用先として重要視されているものに「投資信託」がある。従来、「投資信託会社」に関わる財務諸表監査は存在しているが、「投資信託自体」の運用実績並びに信頼性に関して専門家による外部的検証は行われていない。この理由は投資信託は「自己責任契約」であり、投資信託会社の財務上の業績は、投資信託の実績の直接的な判断材料にはならないと想定されているからである。しかし、信託会社が公認会計士や監査法人に投資信託の平均運用実績やファンドの運用管理の内部統制等の外部監査を依頼し、自社の信頼性を高めてより多くの顧客を獲得することは海外では一般的であり、国によっては法制度化されている。このような法制度化の動きはわが国にもあるが、この種の業務は「典型的保証業務」である。

各国会計士団体の世界的組織である「国際会計士連盟」は、職業会計士の保証業務の展開として、従来の決算財務諸表やその他の「財務情報」ばかりではなく、「各種情報」、「システム及びその運用」、さらに「行動それ自体」への広がりを見込んでいる。

保証業務に関する研究は、「米国公認会計士協会」(AICPA)に加えて、「カナダ勅許会計士協会」(CICA)や「国際会計士連盟」(IFAC)等が率先して行い、

それぞれが業務基準の設定に向けて動いている。そこで、本稿では「カナダ勅許会計士協会」の機関紙である「C A マガジン誌」に記載されている論説を中心に「保証業務」を検討することを目的とする。なお、論述においては、まず「保証業務の各種の概念」を考察した後に、「保証業務の会計専門職にとっての意義」を論じ、次いで、「保証業務としての高齢者介護」を紹介し、さらに、「利用者を指向した業務としての保証業務」、及び「会計専門職の将来像」を述べ、結びに代えての項では、「保証業務需要の成立論理」と「保証業務における問題点」を検討する。なお、本稿においては、米国の「公認会計士」の略称として、CPA (Certified Public Accountants) を、カナダの「勅許会計士」の略称としてCA (Chartered Accountants) を用いている。

II 問題の所在と背景

CICAは、AICPAと保証業務に関する研究を共同で行ってきたが、独自の業務を設けることになり、1997年3月に、「保証業務基準」を公表した。その内容は、保証業務の成立要件をAICPAよりも厳格に捉えることにより、会計士の責任をより限定的に捉えようとしたもので、IFACの基準草案の決定に大きな影響を及ぼすもの、というよりは、その草案成立のたたき台を提供したと評価されている¹⁾。

AICPAの「保証業務特別委員会 (エリオット委員会)」は、保証業務を、「意思決定者のために、情報の質、あるいは、その内容を改善させることを目的とする、独立の職業専門家の業務」と規定している。一方、CICAは、保証業務に、「会計士が、複数の当事者間の説明責任関係に従って、責任当事者が責任を負う検証対象に関して、結論を書面で表明する業務である」、という定義を与えている。

CICAの定義は、エリオット委員会よりは、説明責任の存在と結論の表明を定義に据えている点において、範囲が明確で、実際に把握される保証業務の範囲も狭いものになると解されている²⁾。従って、エリオット委員会の定義では、保証業務に含まれる「調製 (compilation)」や「合意された手続 (agreed-upon procedures)」も、CICAでは、保証業務に該当しないと規定されている。但し、

CICAでは、AICPAの「合意された手続」に相当する業務を「特定された監査手続 (specified auditing procedures)」と呼称している。

Ⅲ 保証業務の検討

世界的に、意思決定者の必要を満たすために、各種の検証主題の情報に対する需要が増加している。このように情報は、氾濫しているのに、作成され、そして、使用されている情報の多くは、客観的な検証を受けていない。周知のように、意思決定の善し悪しは、使用された情報の信頼性に依存するものである。かくして、情報の品質を高める業務、つまり、「保証業務 (アシュアランス・サービス)」に対する需要が益々増加するという現象を生じている。

従来、「会計専門職」は、財務諸表に対する「監査」及び「レビュー」により、財務諸表への信頼性を高める業務に、専ら、従事してきた。所有と経営の分離、利害の対立、情報及び情報を生み出すシステムの複雑性、虚偽記載の情報に及ぼす重要性といった、財務諸表の監査及びレビューの必要性を支えている多くの要因は、種々の情報の信頼性を高める業務、即ち、保証業務の必要性も、同様に、支えている。

さらに、財務諸表の監査及びレビューの際に、価値を付与する会計専門職の特徴は、同様に、種々の情報の信頼性を高める業務としての、保証業務においても、効果的であることが判明している。つまり、監査手法、そこにおける基準、証拠を入手し、評価する技法は、財務情報を超えた価値と適用範囲を備えているということである。

そこで、ここにおいては、まず、保証業務に関わるAICPA、CICA、IFACの定義を確認し、次いで、保証業務とコンサルティング、及び保証業務と証明業務の異同を論究し、さらに、エリオット委員会の調査報告を考察し、そして、提唱されている保証業務の新概念を検討することにする。

1 保証業務に関する種々の概念

(1) 米国公認会計士協会の見解

米国公認会計士協会が設置した保証業務特別委員会 (エリオット委員会) の

「意思決定者のための情報の品質又はその内容を改善する独立的、専門的業務」という定義に基づいて、保証業務の概念を検討する。

ここにおいては、「保証業務」とは、意思決定者のために情報の品質（信頼性と目的適合性）を高め、又は、その内容の理解促進を目的として、独立の会計士が業務対象となる情報について「測定基準」の見地から評価を実施し、「保証」を与える業務であると想定されている。保証業務には監査やレビュー等の「証明業務」（attestation）も含まれるが、証明業務においては会計士の最終報告書に主眼が置かれるのに対して、保証業務に対しては意思決定者への役立ちが主眼であるという相違が存在する。

このように保証業務の概念は、監査、あるいはその他の証明業務に比べて「利用者指向」を色濃く反映し、単に検証対象となっている情報の「基準準拠性」に関わる結論を報告書において表明するのではなく、情報利用者の意思決定に資することを念頭におき実施する保証行為であるという点において、「ジェンキンス委員会報告書」（AICPA Special Committee on Financial Reporting, Improving Business Reporting, 1997）と同様の思考方法を採用している。

なお、エリオット委員会は、保証業務を上記のように定義し、次の6種類の保証業務を開発している。

- 1 **高齢者介護（elder care）** 高齢者介護に関して特定されている目的がその提供者により充足されているか否かを評価する業務。
- 2 **ヘルス・ケア（health care）** 健康保持の組織、病院、医者等が提供するヘルス・ケアの有効性について保証を提供する業務
- 3 **電子商取引（electronic commerce）** 電子商取引で使用されているシステムや手段がデータに完全性、プライバシー、安全性、信頼性を備えているか否かを保証する業務
- 4 **リスク評価（risk assessment）** ビジネスリスクに関する企業の取組が十分であり、かつ、ビジネスリスクを有効に処理する適切なシステムが企業には備わっていることについての保証を提供する業務
- 5 **企業の業績測定（business performance measurement）** 企業の業績測定システムが、その目的の達成及びその業績の同業他社の業績との比較の見

地から信頼できる測定をどの程度行っているか否かに関わる保証を提供する業務

- 6 情報システムの信頼性 (information system reliability) 企業内部の情報システムが業務及び財務の意思決定に関して信頼できる情報を提供しているか否かについて保証を提供する業務

(2) カナダ勅許会計士協会の見解

カナダ勅許会計士協会の「複数の当事者間のアカウントビリティー関係に従って、責任当事者が責任を有する検証主題について結論を表明する書面の伝達を発行するために会計士が従事する契約である。」という定義に基づいて保証業務の概念を検討する。

エリオット委員会の定義と比較すると、CICAの定義は、「説明責任」(accountability) の存在と結論の表明を判断基準としている点で明快である。そして、CICAは説明責任を次のように説明している。

「説明責任関係とは、保証業務の前提要件である。説明責任関係は、ある当事者（責任当事者）が、検証主題について、他の当事者（利用者）に責任を負うとき、もしくは、検証主題に関して、他の当事者に自主的に報告するときに存在する。この関係は、契約や法令の結果として、若しくは、責任当事者が検証主題に対する責任をいかに果たしかに、利用者が利害を有すると期待される場合に存在することもあり得る。」

CICAは、又エリオット委員会が保証業務に含めている「調製」や「合意された手続」を、「保証」に不可欠である結論の表明がないという論拠で、保証業務から除外し、監査が実施されたと明記する「高位の保証」及びレビューが実施されたと明記する「中位の保証」から構成される2種類の保証業務を基準化し、「低位の保証業務」を認めてはいない。

加えて、CICAは米国のエリオット委員会と共同研究を実施してきたにも拘らず、すでに会計士の業務として確立されている監査及びレビューとの整合性を重視し、保証業務を監査業務やレビュー業務の外延的拡張として捉え、基準

の構成も「一般基準」「実施基準」「報告基準」としている点も受け入れやすいと評価されている³⁾。

(3) 国際会計士連盟の見解

国際会計士連盟は、1997年に「情報の信頼性に関する報告」と題した保証業務のフレームワークと実施原則の公開草案を公表（IFAC [1997]）し、そこにおいて、「保証業務」を「報告サービス業務」と命名し、「他の当事者の責任であり、検証主題と呼ばれる情報の信頼性を適切な基準に基づき評価し、結論を表明する報告を意図した業務である」との定義を行ったが、1999年の第2次公開草案（IFAC [1999]）では、「報告サービス業務」という名称をとりやめ、「保証業務」を「職業会計士が他の当事者の責任である検証対象を適切な規準を用いて評価し、想定される利用者に対して検証対象に関わる一定水準の保証を付与した結論を表明することである。」との再定義を試みている。

IFAC [1997] 及びIFAC [1999] による保証業務の定義には、「検証対象」「責任当事者」「想定利用者」「会計士」「規準」「結論の表明」という重要な概念が含まれており、フレームワークの理解及びわが国における「証明業務基準試案」の作成に参考になったものである⁴⁾。

2 保証業務とコンサルティング

コンサルティング（consulting services）は、コンサルタントとその情報を利用する当事者の2人から成る契約である。コンサルティング業務には、大手のマッキンゼー（McKinsey Group）、ボストン・コンサルティング（Boston Consulting Group）、六大監査法人から、その他のコンサルタント会社までが従事している。例えば、情報サービスのコンサルタント会社であるサミット（Summit Group）は、大手の出版社であるハーパー社（Harper Collins）と全米に教科書を、最小の費用で配送するルートを開発する契約を結んだことがある。ハーパー社は、教科書配送に関連する全ての資料を利用出来る状況にあったが、教科書配送計画を立案するスタッフを採用するのではなく、外部委託をすることに決定した。サミットの業務は、ハーパーから、与えられた情報に基づいて、配送費用最小化の方法を進言することであった。ここにおいては、倉

庫の立地、在庫の数量、配送期日、入手しうる配送手段、配送目的地が考慮された。他の典型的なコンサルティングのプロジェクトと同様に、サミットは、ハーバーが利用できる手段を進言したが、そこから進言が行われた情報の品質についての保証は付与しなかった。このように、コンサルティング業務は、情報の利用に関連し、情報の品質に関わるものではない。

一方、保証業務 (assurance services) は、3人の当事者から成り、情報の品質を改善したり、又は報告する、契約である。保証の提供者には、監査法人、コンサルティング会社、非営利法人が含まれる。例えば、消費者ユニオンは、長期にわたり、家庭用品のような消費者製品のテストを独立的に行い、その製品の品質水準を、「消費者レポート」という雑誌に発表してきている。家庭用品の製造会社は、製品の性能に関する情報をパンフレットや広告で公表しているが、品質を虚偽表示する可能性の故に、その信頼性は万全ではない。そこで、消費者は、消費者ユニオンの製品性能保証を信頼することになる。それは、消費者ユニオンが、製品の製造業者から収入を得ていないという点で独立であるとみなされているからである。

3 保証業務と証明業務

保証業務は、AICPAの定義によると、意思決定者のために、情報の質又はその内容を改良する業務であり、一方、証明業務は、典型的には、監査法人により行われ、証明者が、他の当事者の書面の主張について保証を提供する一種の保証業務である。しかし、AICPAの前述のエリオット委員会の報告成果が認められるようになり、かつ、新しい市場でCPAが業務経験を積むにつれて、保証業務と証明業務の区別は、重要ではなくなりつつある。会計専門職が行う業務として、両者を区別するもう一つの方法は、証明業務は、すでに、業務として定着しているが⁵⁾、保証業務は新しい業務である。

4 エリオット委員会の調査報告

AICPAは、エリオットを委員長とする「保証業務特別委員会」を、保証業務への会計専門職の一層の参入を図るための戦略計画を策定するために設置したことは、既に述べたところである。

AICPAの理事会は、エリオット委員会に次のような課題について諮問を行った。

- (1) 意思決定情報の利用者及び監査／保証プロセスのその他の利害関係者の現在及び変化するニーズ、更に、これらの関係者に提供される関連サービス業務をいかにして改善するかに焦点を絞って、監査／保証機能及び監査／保証環境を形成するトレンドの現状と将来について、分析し、報告すること。
- (2) 改善のための勧告や実施のためのアイデアを形成するときには、実践性、ビジョン、調査研究が明らかにする変化の必要を考慮すること。
- (3) 監査／保証機能及び監査／保証環境のトレンドの現状を分析するにあたっては、証明の経済的側面、社会的貢献、情報技術の影響、利用者が保証を望む情報の属性、及び、監査／保証機能の規制構造を含むこと。
- (4) 監査／保証機能の定義が修正あるいは補充されるべきか、さらに、会計専門職は、概念の追加を必要とするかを検討すること。
- (5) 監査／保証機能のありうる変化の、独立性、専門家の技能、専門家の教育に及ぼす効果を考慮すること。

この計画が立てられたのは、保証業務市場が潜在的に利益をもたらす分野であると考えられたのに加えて、監査法人の主要収入分野である会計及び監査業務市場は、成熟し、飽和点に達していると考えられたからである。つまり、そこにおいては、供給過剰で、価格競争が恒常化しつつあるのみならず、会計資料の固有の信頼性が持つ価値が、ビジネス情報システムの改善に伴い、増加したことにも起因する。

新たな市場機会に取り組むに際して、エリオット委員会は、将来において、「情報の提供者」ではなく、「情報の利用者」が、その利用する「情報の内容」を決定する力を持つようになるかと予測した。例えば、新聞の編集者は、かつては、読者に提供するニュースに関しては独占的な力を行使してきたが、現在は、要求するものを供給するオンラインニュース業務に、読者はアクセスできるようになったので、その立場は逆転している。「情報技術」が、利用者が要求する

経済情報にも影響するのは必至である。例えば、投資家は、かつては、経営者が財務諸表で提供する情報を、受動的に利用していたが、現在では、財務諸表では、従来、提供されていない情報、例えば、「社会や環境の意識」、「市場占拠率」、「政治的に不安定な国に対する経営者の投資意思決定」、の情報を要求する投資家もいる。会計専門職の責務は、意思決定者が要求する情報を予測し、要求された情報の質を高める保証業務を構築すること、即ち、「付加価値」を付与する保証業務（value-added assurance service）を構築することにあるというのが、エリオット委員会の結論である。

会計専門職の保証業務市場への参入に障害がないわけではない。CPAの業務は、財務諸表に関連し、財務諸表に関連のない業務については、大手のコンサルティング会社ほどの能力は持ち合わせてはいないと見なす見解もある。この故に、保証業務分野への進出に消極的な論者もある。例えば、ニューヨーク州の公認会計士協会（New York State Society of CPAs）は、エリオット委員会の成果を公表するシンポジウムを開催した。そして、その席上で、AICPAの当時の副会長Robert Mednickを含む何人かのパネリストは、会計専門職の将来の繁栄は、このプロジェクトの正否にかかっていると述べて、エリオット委員会の結論を支持しているが、例えば、全米会計士審査会（National Association of State Boards of Accountancy）の当時会長であった、David Costelloは、監査法人のコンサルティング会社に対する比較優位については、疑問を投げかけている。要するに、保証業務の分野の需要があるのは、確かであるが、証明や監査の分野で、会計専門職が見なされているようには、この分野での最適任者と市場が見ているか否かについては、見解は分かれているようである。

5 提唱されている保証業務の新概念

この保証業務の新概念は、米国の監査論の代表的教科書で展開されている概念であり、必ずしもコンセンサスを得ているものではないが、注目に値する見解である。そこにおいては、広義の「保証業務」（Assurance services）として、次の6種類の業務を挙げている⁶⁾。

1. 監査（財務監査、準拠性の監査、業績監査を含む）
2. レビュー
3. 証明業務（Attestation engagements）他の当事者の書面の主張の信頼性に関する書面の結論を表明する業務
4. 合意された手続（Agreed-upon procedure）
5. その他の保証業務：上記業務以外の情報の信頼性に関して保証を提供する業務。

モントゴメリー監査論においては、「過去の財務諸表」（historical financial statements）に関連した「証明業務」を、「監査」と呼んでおり、現在提供されていない「新しい保証業務」は、「その他の保証業務」（狭義の保証業務）に属することになる。従って、AICPAのエリオット委員会が調査研究により確認し、かつ、詳細なビジネス・プランを開発した既述の「6種類の新保証業務」（①リスク・アセスメント、②ビジネスの業績測定、③情報システムの信頼性、④電子商取引、⑤ヘルス・ケア、⑥エルダ・ケア提供者の質の評価）は、「狭義の保証業務」、即ち、「その他の保証業務」である。また、同委員会が調査研究により確認したが、いまだ、ビジネス・プランは開発していない「7種類の業務」（①Compliance with company policies、②Providing internal auditing services for clients、③Assurance on trading partner accountability、④Mergers and acquisitions assurance、⑤ISO 9000 certification、⑥Assurance on investment manager's conformity with Association for Investment Management and Research (AIMR) Performance Presentation Standards、⑦Assurance on information in World Wide Web home）もここに属することになる。

「合意された手続」（Agreed-upon procedure）については、CICAは保証業務に該当しないとしているし、IFAC [1997] が条件付きで否定していたものを、IFAC [1999] では、保証業務に該当するとしているので、この業務は、一層の調査・研究が必要である項目であろう。

なお、「非保証業務」（non-assurance services）には、「調製」「税務業務」「コンサルティング・サービス」等が含まれる。

6. IFACの公開草案 [1997]

国際会計士連盟 (IFAC) の国際会計実務委員会 (IAPC) が1997年8月に、「情報の信頼性に関する報告」と題した公開草案 (以下、IFAC [1997]) を公表したが、1999年3月には、「保証業務」と題した新公開草案 (以下、IFAC [1999]) を公表している。IFAC [1997] においては、「監査人」ではなく「職業会計士」を検証主体に確定したうえで、「職業会計士」、「検証主題」、「責任主体」、「利用者」、「検証基準」、「業務プロセス」、「報告」の七つの要素からなる情報の信頼性を高める業務を「保証業務」ではなく「報告サービス業務」と定義し、その「フレームワーク」及び「一般原則」を規定している。

「監査人」ではなく「職業会計士」という語を用いたことに関しては、「監査人」という用語には、財務諸表監査における意見表明者というイメージが定着しているので、それでは、広範な状況と検証主題を報告の対象とする業務を考えた場合、不適切であるからであると説明している。さらに、「保証業務」ではなく「報告サービス業務」という用語を用いた点に関しては、国によって、「保証」という言葉は、損失に対する経済的保証、つまり、「保険」という意味で使っている場合があるからそれを避けたと説明している。

なお、フレームワークと一般原則の目的は次のとおりである。

- (1) 情報の信頼性を高めるために用いられる国際的に認められた職業基準を示すことで、質の高い保証業務の認められた提供者としての職業会計士を支援すること。
- (2) 具体的検証主題に関する将来の基準の設定において、IAPCに広範な枠組み及び一連の基準を示すこと。
- (3) 何ら明確な基準がない場合において、職業会計士が参照する一般原則を示すこと。

以上のような目的を持つフレームワークと一般原則には以下に述べる2つの重要な特徴がある。

- ・会計士が提供する保証の水準は、業務の状況に応じて、低い水準から最高

の水準にまで及ぶことが想定されている点である。これは、会計士の報告書が、特定の最小限度の情報を含むが、特定の業務状況に適用することを要求する報告方法を通して、枠組み及び一般に反映されている。こうした特徴は、表明された結論と付与された保証水準を利用者に報告することを容易にするために、個々の業務に特定化した長文式報告書が採用されることになり、このことは、意図された程度や、与えられた状況で合理的である以上の保証の水準を利用者が推定する可能性を制限することになると想定されている。従って、標準化された報告形式もないし、特定の業務形式と結びついた保証水準も存在しない。

- ・フレームワークと一般原則の重要なもう一つの特徴は、「報告サービス業務」を会計士により実施される他の関連する業務とを区別している点である。

このために、「報告サービス業務」を他の当事者の責任であり、検証主題と呼ばれる「情報の信頼性」についての結論を、適切な検証基準に基づいて、会計士が報告する業務と厳格に定義をして行っている。こうしたフレームワークで注目されることは、ある種の業務（例えば、財務情報の調製、マネジメント・コンサルティング）は、すべての構成要素を含んではいないので、報告サービス業務ではないということである。ここで、注意すべきは、会計士が、これらの「非報告サービス業務」を引き受けないということではなく、フレームワークと一般基準が対象とする業務ではないということである。その理由は、保証を表明する報告を必要としないからである。報告サービス業務を他の業務と区別する重要な特徴は、会計士が保証の水準を示す結論を表明することにある。

IV 保証業務の会計専門職にとっての意義

ここにおいては、AICPAの保証業務特別委員会の委員長であったエリオット（Robert K. Elliott）が、*CA Magazine* 誌（August 1996）に寄稿した論文に基づいて、保証業務の会計専門職にとっての意義を考察することにする。

監査人は、その顧客のニーズに対応する新しい情報化時代の戦略を開発しないならば、市場から取り残された存在になる可能性がある。収入の減少、競争の激化、情報源の多角化、信頼性の高い会計ソフト、データ・ベースへのオンラインでのアクセスが可能になったこと、等に直面している監査人は、その業務を再構築する必要がある。

疑いもなく、財務諸表監査は、経済の活性化に大いに貢献してきた。監査が存在しなかったならば、融資の際には、より大なる利子を支払い、低い価格での株式発行を、余儀なくされたであろう。また、投資家は、資本市場にあまり信頼をおくことができず、資本が効果的に配分されることもなく、その結果、経済成長もその影響を蒙ったであろう。

このような監査も、いまや、成長産業ではない。米国において、物価変動調整後の会計及び監査の収入は、経済は好況であったにも拘らず、過去6年間横這いであった。この結果、会計・監査業界は、衰退産業との評価が成されている (the industry is shrinking in relation to other business activities)。カナダにおいては、見聞したところによると、会計専門職を他の業界と比較した場合の収入は、米国の場合よりも悪化しているようである。

会計・監査業界は、成長産業ではないという他の根拠もある。競争及び報酬の下方硬直性は、供給が需要を上回っていることを示唆している。また、新会社の設立、スピン・オフ、破産、そして、合併及び買収との関係を考慮すると、監査に対する新規の大幅需要は、期待できないとみたほうがよからう。

一方、監査法人の費用は、社員のトレーニング、訴訟、技術進歩等で、監査が成長産業であった時代と比べて、増加している。会計のソフトは、監査人の業務を一部代替するようになってきており、この傾向は増大すると予想されている。監査のソフトが監査業務の費用節約に貢献することは、監査業界にとり朗報だが、一方、これには、巨額の資本投資が必要だし、金融機関やコンピュータ業界からの新規参入という問題が生ずる。監査報告は、財務諸表の信頼性を証明する業務であるが、この監査済み財務諸表は、資本の配分的意思決定の援助という面では、限定されたものである。従って、このことは、監査により伝達される価値に限界があり、資本の運用者は、ますます、他の情報源に依存することを示唆している。

経済ジャーナル（新聞や雑誌）は、企業の経営者、分析家、及び機関投資家の間の交流を記事にし、また、企業発展のための未監査情報を提供している。この種の情報はオン・ラインでも入手が可能である。調査会社により提供された産業情報（例えば、車の品質、テレビの視聴率）は、投資のために競争者を差別化するのに利用されている。

現代のGAAPでは認められていない無形資産も、利益率や将来の成功の決定においては、従来よりも重要な役割を演じることは疑いない。周知のように、AICPAの財務報告に関する特別委員会（ジェンキンス委員会：Jenkins committee）は、財務報告が改良される方策を指摘している。そこにおいては、情報ニーズにつき、財務諸表の利用者から直接入手したデータに基づき、現行GAAPが充足していないニーズを挙げている。投資家は、ますます、意思決定目的の情報源として、財務諸表に依存する度合いを低くしている。

将来の展望

監査済み財務諸表が投資意思決定で演じる役割が益々低下していると考えられる理由は何であろうか。主たる要因として、コンピュータ及び通信網が情報市場を変えていることが挙げられている。「情報技術」（information technology：IT）は、適時な報告を可能にし、また、直接、かつ、即時のデータへのアクセスを可能にする。ITにより、債権者や投資家は、企業のデータ・ベースの内部の必要とする部分に直接にアクセスし、選別したソフトを用いて独自の報告に仕上げることができる。

例えば、投資家や債権者が、適当に細分化された情報を求めていることが明らかにされている。しかし、もし、かれらが、現在及び将来の投資先のデータベースにオンラインでアクセスできるならば、適切なソフトを利用して、その分析にとり、最も有益と思われる方法で、細分化されたデータを取り出すことが可能になる。そのニーズが、地域別、生産単位別、主要製品やサービス別であろうと、投資家は、その意思決定ニーズにピッタリの会計情報を作り上げることが出来るであろう。

我々が、現在、会計と呼んでいるものの多くは、情報の利用者や、利用者のニーズを満たすために、市場で生まれる新しい仲介者（intermediaries）によ

り行われるようになるであろう。投資家への情報を集めたり、伝達するのではなく、会計専門職は、情報へオンラインでアクセスする場合の秩序及び統制を構築するようになるであろう。

コンピュータのネットワーク化が進み、データを収集し、処理し、報告するコストは減少し続けている。経営管理目的上の情報が即時に入手できるようになり、その結果、ネットワークを利用した投資家は、即時にその情報の利用が可能になる。こうした事態の進展は、当然に、選択されたデータ・ベースの一部が投資家に公開されることになるであろう。

データ・ベースへの自由なアクセスの一つの障害は、こうした情報が、ライバル企業に利用されるのではないかという危惧である。現在、組織体が情報開示を渋っているのも、この危惧が存在するためである。しかし、競争上、微妙で重要な情報なら、それは開示しなければよいのである。新製品や新サービスの開発頻度の減少は、競争上不利益になるリスクを減少させるであろう。

ネットワークされた当事者に対して、選択的にデータ・ベースを開示することは、好ましくない進展ではない。これは、現在、アナリストが行っている方法である。つまり、アナリストは、企業が提供するデータに基づき、情報を作成し、それをオンラインその他の手段で提供する。この情報は、GAAPに準拠した財務諸表が提供する情報よりも、包括的である。

資本提供者として投資家及び債権者を考えた時、データ・ベースへのアクセス傾向は、既に始まっている。

Tailored products

情報技術（IT）は、伝統的な需要・供給関係を変化させているので、監査人とそのクライアントとの関係は、ITの進展でどのようになるであろうかを我々は究明する必要がある。最も成功した分野において、顧客のニーズや要求に対して供給される情報は、豊富であり、定期的に更新されている。棚卸資産のデータは、供給のみならず、マーケティングに利用されている。その結果、揺れ動く顧客の趣向やニーズにぴったりした製品やサービスの供給の増加である。

このような動向の下で、監査業務は、いかにあるべきか。我々は、手続を整

備し、基準を変更してはいるが、それは、インプットにすぎない。アウトプット、即ち、監査報告書の利用者が依拠するものは、基本的には、GAAPに準拠した意見である。個々の顧客のニーズに応えることは、過去10年の経済変動の主たるメッセージの一つであるが、監査報告書は、世代を通じて同じである。

データ・ベースへのアクセスが可能で、会計ソフトから信頼できる情報が入手可能で、しかも、完全に電子取引化されたような情報技術が進展したこれからの世界において、監査人は、いかなる製品を供給するのであろうか。現在の監査報告書は、決算日の数週間後もしくは数か月後に公表されるが、10年後においては、このような監査報告書を望む人はいないであろう。企業のデータ・ベースに即時にアクセスするオンラインの投資家や債権者でない場合でも、また、即時のビジネスレポートの読者でない場合でさえ、企業情報のオンラインでの利用を可能にしているのである。

調和のとれた反応

カナダにおいても米国においても、伝統的な監査／証明機能を拡張する課題が専門会計職に託されている。CICAは、「保証業務に関するタスク・フォース (Task Force on Assurance Services)」を設置し、AICPAは、「保証業務に関する特別委員会」(Special Committee on Assurance Services) を設置している。どちらの組織においても、その焦点を、顧客に対する価値を高めることにしている。CICAとAICPAは、その課題を共同で行っている。AICPAの特別委員会は、若干のCICAの会員が、その審議や小委員会に参加することで、特に、利益を蒙った。この小委員会の業務を詳細に述べるつもりはないが、保証業務の定義、委員会のアプローチ、発見事項、及び、委員会が提示したビジネスチャンスに触れてみる。委員会の保証業務の定義は、「保証業務とは、意思決定者のための情報の品質もしくは、その内容を改善する独立的な専門上の業務である」と広範であり、また、CICAの公開草案の定義と同一である。

この定義は、顧客（意思決定者）と保証業務が顧客に与える利益（意思決定情報における品質の改良）を明確にしているが、情報のタイプを制限してはいないので、財務情報でも、非財務情報でも、業績情報でも、条件情報でもいいのである。また、品質改良のタイプにも制限を設けていないので、保証提供者

は、信頼性の改善も、目的適合性の改善も提供できるのである。

インタビュー調査は、次のような情報ニーズが満足されていないことを明らかにしている。

- ・ 経営者の能力と誠実性の情報
- ・ 利用された情報の暗黙の信頼性の尺度としての内部統制の品質に関する情報
- ・ 購入したもしくは売却した商品又はサービスの品質情報
- ・ リスク及びリスク管理情報
- ・ 将来指向情報
- ・ 戦略的計画を結果と比較する情報
- ・ データ入手と意思決定の時間と費用を節約する手段の情報

誰がこの種の情報を供給するのか。意思決定者が自信をもって、利用できるような信頼性を誰が与えることができるか。新しい評価基準が必要とされるのか。伝統的な会計専門職の業務はこのような市場に適応できるのか、あるいは、新しい業務が必要とされるのか。

同様な質問が変転する市場にも行われる必要がある。ここには、電子取引、ネットワーク化されたコンピュータ業務、オンライン利用者及び投資家や債権者のためのデータベース・アクセスがある。

進歩した情報技術という環境が、監査を陳腐化しているか、あるいは、その業務を変形させているのか。監査人は、即時に検証を行うようになるであろうか、進歩したシステムに保証を提供するようになるのか、ネットワークに関して報告するようになるのか。企業のデータ・ベースにダイヤル・インする利用者の数により決定するような方法で、監査報酬が、報告に対する利用者の需要に基づくような時代がやって来るのであろうか。このシナリオにおいては、利用者が望まない限り、監査報告書は発行されないであろうし、監査報酬は、利用頻度により定まることになる。

現在、市場で起こりつつあるこのようなビジネスチャンスの例としては、電子取引が挙げられる。ここにおいては、世界中の顧客と業者がeメールを交わして、オンラインでの取引（但し、商品の配達や非情報業務は除かれる）を、

日常的に、行っている。この世界では、保証に対する多くの新規の需要に直面することになる。オンラインで必要とするものは、匿名性、trust holder、確認、署名、権限、プライバシー、評判、アクセスである。保証提供者は、電子取引の各々の前提要件を保証する役割を担うことになる。

会計専門職が、特別な環境にあるわけではない。衰退市場と成熟商品という問題に直面した業種は、生産方法及び製品ラインを整備して、新しい繁栄を図ることは日常的に行われている。会計専門職は、無から専門職を立ち上げるといった困難な事業を、ずっと以前に成し遂げたわけだから、そのエネルギーとイマジネーションを投入して、その専門職の再構築が可能はずである。

エリオットは、彼が導いた結論は、主として、米国のデータと経験によるものであり、カナダに適用するには、割り引いて考える必要があるが、カナダと米国経済の類似性及び世界的潮流の相互関連性を考慮して欲しいと述べて、その論文を結んでいる。

V 保証業務としての高齢者介護

ここにおいては、AICPAとCICAが共同で開発した6種類の保証業務の一つである「高齢者介護 (elder care)」に関わる、*CA Magazine*誌 (May 1998) に掲載されたセイラ (Sheila Fraser) の論文に基づいて、保証業務としての高齢者介護を考察する。

カナダの人口は高齢化している。統計によると、1995年の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、12%である。因みに、1921年、及び1981年においては、それぞれ、5%及び10%であった。この傾向は、続き、2016年には、16%、2041年には、23%になるものと予測されている。人口の高齢化に伴い、他の変化も現代社会に現れている。農業依存経済から都市依存経済への移行は、家族の核家族化をもたらした。1995年の人口調査によると、高齢者 (65歳以上) の43%以上が100km以上子供と離れて生活をしている。さらに、就職する女性の数が増加するにつれて、共働きの家族の数が増加してきた。これらの変化は、高齢者に行われるケアの性質に変更をもたらしており、この傾向は将来にわ

たり続くものと予測されている。1991年には、高齢者の約60%が、その子供から、料理、洗濯、外出といった日常活動の介護をうけていた。しかし、その両親の世話をする子供の時間が益々減少するにつれて、この割合も減少してきている。自分の身の回りの世話ができなくなった高齢者は、子供以外の他の手段がないという事態に直面している。子供の多くは狭い家やアパートに住んでいるので、子供と一緒に暮らすことを望む高齢者は少ない。実際の所、多くの高齢者は、自分の町の自分の家で暮らし続けることを望んでいる。しかし、追加的なケアがなければ、高齢者の希望は、その健康や日常生活を懸念する家族の補助がなければ、犠牲にされることになる。高齢者の家族にとっては、施設に頼ることが十分な介護の唯一の保証であるようだ。現在の高齢者は、潤沢に財産を有することも希ではないので、それを保護することも家族の懸念材料となっている。例えば、米国において、65歳以上の人が、11兆から13兆ドルの財産を所有しているの見積られている。しかし、高齢者は、詐欺や不正取引に巻き込まれ易いので、適切なケアと注意をもってその財産を管理する補助が必要である。

こうした需要に応えるために、AICPAとCICAは、高齢者介護を目的とした共同のタスク・フォースを1997年に設けた。このタスク・フォースの目的は、高齢者が適切なケアと財産管理を受けながら、独立的な生活を営むことをCAが保証するために必要な手段を開発することであった。1998年の後半には、高齢者が必要とするサービスをCAが提供する二つの施設が開設されている。

保証業務としての高齢者介護とは、もはや独立した形で、生活を維持することができなくなった高齢者に対して提供される介護が、その目的を達成しているか否かの情報を、その家族に提供する業務である。この業務は、顧客が設定した基準及び目的に基づいたサービスが提供されているか否かの調整役及び保証人としてのCAに加えて、他の専門職業のサービスにも依存することになる。従って、この高齢者介護の目的は、専門職業的、独立的、かつ、客観的方法で、扶養家族としての高齢者へのサービスが充足されているか否かを、第三者（子供、家族のメンバー、他の利害関係者）に、保証を提供することである。

AICPAとCICAだけが、この新しい市場のサービス提供者としての参入を目指しているわけではない。他の業種も、(特に、健康関連ビジネス)高齢者にサー

ビスを提供するが、かれらは、AICPAやCICAが提供するように客観的にサービスを提供したり、財務上の問題を効果的に処理することはできないであろう。

具体的な高齢者介護の目的は、個々の高齢者のニーズに依存するが、CAが介入するサービスは、一般的に、三つのタイプ（コンサルティング・サービス、指定された手続、及び保証業務）に分類できる。CAの役割は、専ら、監督、調整、及び評価の内のどちらかである。かくして、CAは、他の職業による具体的サービスの提供を探索する必要がある。CAであり、CICAのタスク・フォースの主査である、ジョージ・ルイス（George A. Lewis）は、高齢者介護サービスとは、CAが不在の家族の目となり耳となる業務である、と述べている。

高齢者介護のコンサルティング

高齢者及びその家族が直面している最大の問題の一つは、現在、どのような介護が入手可能であるのか、かつ、必要とされている介護の程度、を決めることである。コンサルタントとして、CAは、高齢者介護として、入手できるサービスを網羅的に示し、その介護計画を作るのを助けることになる。各高齢者のニーズは、異なるので、介護の計画は、個々に作る必要がある。介護の目的、介護提供者の種類、提供される介護に対する希望は、はっきりと定義され、その計画は、高齢者のニーズに合わせて、定期的に、レビューされなければならない。

CAの介入は、必要とされる情報の提供、介護提供者の選別を援助すること、予測される介護サービスの程度を知らせること、介護サービスの指標を作ること、そして、介護サービスを事後的にモニターすること、に限られる。

指定された手続

状況によって、CAは、高齢者から次のような財務サービスの提供を求められることもあり得る：

- ・ 所得の受取・預かり、その会計処理、すべての所得を期限通りに受け取ることの保証
- ・ 高齢者及びその家族が立てた方針に従った支払、日々の財務取引の履行、これには、要求された場合によるが、銀行関連業務を含む

- ・シッターや看護婦への給料の支払及び所得税の申告
- ・高齢者もしくはその家族が立てた指示通りに、投資活動が履行されているか否かを確認するために投資をモニターすること。

これらの財務的側面以外に、CAは、高齢者の福祉にもっと直接的に関連した手続、例えば、適切に維持されているか否かを確認するために住宅を点検すること、あるいは、ホーム・シッターや料理のようなケアが適切な水準で処理されているか否かを点検すること、を提供することもある。このような場合に、CAが提供した情報に基づき、家族のメンバーが必要な意思決定を行い、明白な目的を立てて、介護提供水準の希望を提供することがベストである。CAは、この基準に基づき、提供された介護サービスをモニターすることができるからである。

近所に家族が住んでいない高齢者については、CAは、住宅の崩壊や病気のような非常事態に、対処することが要求されることもある。契約条件次第で、CAは、状況を評価したり、家族のメンバーに連絡したり、適切な行動の決定の援助を要請されるかもしれない。

保証業務

高齢者介護の保証業務は、伝統的な財務サービスから介護サービスの水準まで多岐にわたる。他の保証業務同様に、保証が提供される分野は、明確にしておかなければならない。さらに、提供された介護を測定するのに用いられる規準、適用される手続、及び、報告書のタイプと頻度も、宛先とともに、明確にしておく必要がある。

何故に公認会計士？

高齢者及びその家族のメンバーが、高齢者の介護者として、健康ケアに密接に関連したビジネスではなく、CAに頼る理由はどこにあるのか。エリオット委員会の依頼で、ヤンケロビッチ社（Yankelovich Partners Inc.）が行った調査は、高齢者の介護職業にとっての重要な特徴として、次のものを挙げている。

- ・構成メンバーが信頼できること（99%）

- ・その構成メンバーが誠実である職業（98%）
- ・構成メンバーが温情的であること（97%）
- ・構成メンバーが高い品質のサービスを提供すること（97%）

多くのCAは、既に、クライアントとして、高齢者を抱えており、高齢者介護に含まれる業務を提供している。こうしたCAが、現在のクライアントに、その業務の範囲を拡張するのは当然の成り行きである。

なお、著者のセイラは、「高齢者介護関連の業務の提供を望むならば、CAは、対人関連のスキルを評価し直す必要があり、また、クライアントとしての高齢者に対しては、企業のクライアントとは異なるアプローチが必要である。」と述べ、さらに、「追加的な忍耐と高度のコミュニケーション・スキルを要する業務に飛び込むのを好まないCAもいるはずだ」と忠告をし、そして、「精神及び肉体両面において、高齢や老化の過程を十分に理解することが重要である」と結んでいる。

VI 利用者を指向した業務としての保証業務

ここにおいては、ドナルド（Donald J. Cockburn）の、「会計専門職は、年次監査を超えて保証業務の分野に進出しなければならない」と題して、*CA Magazine*誌（May 1996）に掲載された論文を参考にしながら、筆者の見解を開陳することにする。

CICAが、「保証業務基準」を作成したので、会計専門職が「保証業務」に積極的に取り組むか否かを検討する好機である。会計専門職が、生活の糧として、「歴史的財務諸表監査」に依拠することは、死んだ馬を鞭打っているに等しいという感じが益々強まっている。第一に、カナダ及びオンタリオ州の会社法は、監査の要件に関する基準を引き上げるように改正されている。例えば、カナダの会社法（Canada Business Corporation Act）は、公開会社（public company）に対してのみ監査を要求している。一方、オンタリオ州の会社法（Ontario Business Corporations Act）は、1億ドル以上の資産もしくは収入

を有する会社に監査を義務づけている。監査済み年次財務諸表は価値があるとは思わないが、法律が要求するので監査を行っているという意見がある。従って、それならば、強制監査の要件を取り払うべきであるという見解もある。会計専門職の監査依存体制を改めるべきであるという主張には別の理由もある。それによると、監査は信頼性という価値を加えるものであるにしても、会社の財政状態に対する最新の情報の必要性が、年次監査の概念を陳腐化しているという見解である。財務諸表の利用者の要求は益々高くなってきているが、現代の情報技術の進展は、会社の経営成績に関する信頼可能で、最新の情報の提供を可能にしている。年度終了後、2～3ヶ月たってから監査済み財務諸表の形態での情報を受け取ることに利用者は満足してはいない。かれらは、即時の情報を求め、かつ、それらの情報が信頼でき、場合によっては、有用であるという保証を求めている。

年次監査が高く評価されていないという理由は、監査それ自体にあるのではなく、監査対象に問題があるからである。多くの利用者により有用ではないと見なされている財務諸表という商品に信頼性を加えることは、監査の価値を高めるものではない。監査の価値を高める唯一の方法は、利用者にとって、有用な情報を監査すること及び有用な情報を適時に監査することである。多くの会社は、監査意見を超えた価値を付与することで、年次財務諸表監査を経営者に対してより有用なものにしようとしている。こうした努力は、賞賛に値し、かつ必要でもあるが、基本的な問題（年次の監査済み財務諸表が益々有用ではなくなりつつあること）は、未解決のままである。

この意味すること（解決方法）は、監査人は、その保証技能の適用を拡大しなければならないということである。財務、非財務の両面（両者の相違は益々希薄になりつつある）における情報に対して信頼性を付与する必要がある。

所で、ここでいう情報とは、どういう種類の情報であろうか。それは、1995年6月29日の「エリオット委員会中間報告」の中で使用され、それを、AICPAの「情報技術小委員会」が引用している「意思決定情報」が適切である。同中間報告において、この意思決定情報の定義は行われていないが、意思決定のために特別な方法で形成された情報であると読みとれる。

こういう視点にたった場合、意思決定情報としては、殆どの種類の情報が該

当する。そこで、利用者は、その情報に信頼性／保証が付与されることを望むことになる。利用者は、どの情報が重要であるか、どんなタイプの信頼性／保証が付与されるべきか、信頼性はデータに加えられるべきか、データを生み出すシステム／プロセスに加えられるべきか、はたまた、信頼性の頻度はどの程度であるべきか（年次、4半期、月、週、即時）に興味をもっている。会計士は信頼性を付与するという訓練を受けてきているが、もし、この新しい信頼性／保証という業務を引受けないならば、それは、他の業界、例えば、保険数理士、環境技術士等に奪われてしまうであろう。保証業務基準は、会計士の業務を新分野に拡大する枠組みを提供する。「意思決定情報（decision making information）」に信頼性を付与するというこの考え方は、エリオット委員会では、「情報に基づく保証業務」（information-based assurance service）と呼ばれている。AICPAによると、これからの保証基準は、データの保証（data assurance）（その形式に拘らず、情報の信頼性／有用性に関する保証）、システムの保証（system assurance）（デザインやデータを調整するシステムの効果的運用に関する保証）、利用者の意思決定モデルの保証（user decision-model assurance）（組織の意思決定活動の質に関する保証）を網羅することになるという。同委員会は、保証の付与は期間的事象（period event）から、連続ないし即時のプロセス（continuous、or on-demand、process）に進むとみている。データを処理するシステムが益々信頼されるようになるにつれて、情報は益々信頼されるようになる。信頼性がなくなればなくなるほど、利用者は、情報の有用性に関わる保証を他に求める用になるであろう。

AICPAのエリオット委員会は、システムが調整する情報、あるいは、システムそれ自体に対して保証を付与するために、監査人が新しい監査手法を、そして、情報もしくは情報を調整するシステムの信頼性を測定する新しい基準（要するに、有用性）を、監査人が開発する必要があると考えている。

カナダにおいては、新しい監査時代への移行を意図した基準の開発をゆっくりとしたペースで進めているが、このペースを加速する必要がある。さもなければ、潜在的保証業務提供者に対して会計専門職が有する比較優位を喪失することにもなりかねない。このペースの加速化の一例がCICAによる保証業務タスク・フォース（Task Force on Assurance Service: TFAS）の設立であった。

因みに、このTFASの役割は、AICPAのエリオット委員会が開発した保証概念をカナダにおいて、拡大することであった。

Ⅶ 会計専門職の将来像

ここにおいては、アクセル (Axel Thesberg) が*CA Magazine*誌 (Oct. 1996) に“Future bound”と題した論説で展開している所説を参考にして、会計専門職の近未来の業務を想定しながら、会計専門職の現状を改革するシナリオを含めたその将来展望を試みることにする。

20××年2月のある夕刻、居間でゆったりと、投資の構想を巡らしているCPAを想定していただきたい。インターネットを利用することで、座ったままで、海外企業に対する投資情報を提供する投資家向けのホームページにアクセスすることが可能である。癌に効果のある新薬の開発により、最近脚光を浴びているバイオテクノロジー関連の企業である、XYZ会社のホームページをクリックする。CAとしての習性で、財務情報のアイコンをクリックする。ここで、XYZ社のアニュアル・レポートから、財務業績というおきまりの指標を、まず、参照する。次いで、同社の財務諸表の全貌及びCEOのメッセージとその分析を捉えるために、次のアイコンをクリックすることになる。

リスク関係に関心のある、このCPAは、独立的保証というアイコンをクリックする。この情報にアクセスするには5ドルが必要であるというメッセージが目に入るが、この際、保証提供者の責任限度は、契約上、100万ドルに制限されていることを認識することが必要である。

独立的保証の潜在的価値を認識してから、この条件に同意し、先に進むのアイコンをクリックする。すると、標準的には三つのパラグラフからなるが、おそらく、説明事項を含み、もっと詳細になっている報告書が現れる。この報告書は、監査法人のABC社が作成したものである。同報告書は、XYZ社の過去の財務情報の信頼性及び合目的性につき、保証を与えている。(この報告書には、XYZ社のホームページから、または、ABC監査法人のホームページへリンクすることで、アクセスが可能である。)

XYZ社が魅力的投資であると認識しない限り、最初のメニューに戻り、他のアイコンをクリックすることになる。ここでは、XYZ社に関するさらに多くの情報、例えば、四半期もしくは月単位の財務諸表を含むカレントな財務情報、出荷数量及び受注済み数量を含むカレントな業務情報、五カ年間の業務計画を含む将来指向の財務情報、さらに、知的資産の測定、(XYZ社のような知識中心の企業にとっては、業績表示が唯一の重要な指標である)が提供される。また、業績を同業他社のそれと比較する基準情報、そして、企業統治や管理過程の記述に加えて、有害な化学廃棄物処理といったXYZ社の環境管理慣行に関わる情報に関する情報も入手可能である。

情報アイコンをクリックする度に、独立的保証をクリックするオプションが与えられる(勿論、有料である)。そこで、アクセスした情報の信頼性及び合目的性を言及している監査法人ABCの報告書が入手可能である。日々の売上、受注済みデータのようなリアルタイムに提供された情報の場合、情報及び関連する統制を導出するのに使用されたプロセスの信頼性に関わる報告書も入手可能である。

XYZ社の株式の購入を決断した後で、自分の10代の息子が進学を希望している大学の教育の程度を評価する情報のために、サーチ・エンジンを利用する。それから、両親のために、各種の介護施設における介護の程度を評価する情報を探索する。業績表示に関するアイコンをクリックする度に、監査法人から情報の保証を購入するか否かのオプションが与えられる。今述べてきたようなことは、幻想であろうか、はたまた、現実であろうか。たぶん、双方とも幾分かは、正解であろう。しかし、このシナリオの根底には次のような若干の真理が含まれている。

- ・ CAは、財務であろうと非財務であろうと、あらゆるタイプの情報及び業績表示に関する保証を提供すること。
- ・ 情報が書類ではなく、電子的手段で与えられること。
- ・ 情報が需要に基づき与えられること。
- ・ 保証は、監査またはレビューに限られずに、提供される情報に基づくこと。
- ・ 保証は情報に対するものもあれば、情報を導出するのに利用されたシステ

ムやプロセスに対するものもある。

- ・保証は、法令が企業にそれを提供することを要求したからではなく、顧客がその提供を望んだから行われるが故に、市場中心で、顧客主導で行われること。
- ・保証を提供する企業は、情報の提供者からではなく、情報の利用者から報酬の支払を受けること。
- ・保証は、CAと利用者との契約に基づいて提供されること。

ビジネスチャンス

AICPAのエリオット委員会は、利用者が望んでいる情報のタイプを決定するための広範なインタビュー調査を行った（“Auditing reborn” Robert K. Elliott, *CA magazine*, August 1996, p.36）。同委員会は、下記の分野での多くの充足されていない情報ニーズを確認している。

民間部門

- ・経営者の能力と誠実性に関する情報
- ・利用された情報の暗黙の信頼性の尺度としての内部統制の品質に関する情報
- ・製品やサービスの品質に関する情報
- ・リスク及びリスク管理情報
- ・競争企業との比較情報
- ・結果と戦略的計画との比較情報
- ・将来指向情報
- ・情報の重要性を解釈し、決定するためのナビゲーションの補助
- ・データ収集と意思決定の時間と費用を減少するための手段

公的部門

- ・計画の達成と結果の情報
- ・改善された統制及びシステムに関するもっと信頼的な情報
- ・より改善された意思決定手段

- ・下請け契約の監督

個人

- ・健康ケア提供者、学校、消費者製品のような製品やサービスに関する情報
- ・投資や退職計画に関する情報

会計専門職は、こうした将来のビジネスチャンスの利益を実現するための準備をしているであろうか。CA *magazine*誌の1996年の5月号において、Donald j. Cockburnは、保証業務に関して会計専門職が直面しているリスクの概要を論述している（“Expand or perish”、p.35）。その論文の中で、彼は、「会計専門職が、生活の糧として、歴史的財務諸表の年次監査に依拠していることは、死んだ馬を鞭叩いているのに等しい。会計年度終了後、2～3ヶ月以上経ってから、提供される伝統的な財務諸表監査に利用者が満足していないことは明らかである。利用者は企業に対する現行のものとは異なる情報を求め、かつ、その情報が信頼できるか否かに対しての保証を求めている」と述べている。この意味するところは、CAが保証技能の適用を拡大しなければならないということである。会計専門職は、保証を提供するという独特の訓練をうけてきており、従って、会計専門職がこの挑戦に対応しないならば、他のものに奪われてしまうであろう。

現状に満足するならば、会計専門職は陳腐化してしまうという可能性がある。しかし、合目的でない、あるいは、信頼出来ない情報に対する保証を与えるならば、会計専門職は現在享受している信頼を失うことになるであろう。

現状を改革するシナリオとしては次の二つのものがある。

- ・作成された何らかの業績価値に対して独立的保証を与えることによって、CAの核となる価値としての「誠実性」と「客観性」の拡大を図ることである。このシナリオは、市場は、CAの測定価値よりもCAの監査技能に大きな価値を置いているという仮説に基づいている。
- ・CAの会計（測定）能力を、保証業務分野における測定の第一人者となる

ようにすることである。保証業務の主たる提供者として広く認められることがその目的である。

この二つのシナリオは、ともに、追求されるべきシナリオである。しかし、筆者は、第2のシナリオが重視されるべきであると考え。勿論、何らかの新しい業績測定は、専門職が過去において関与してきたGAAPに比べて適用される範囲は限られたものとなるであろう。しかも、会計専門職は、この測定手法の適用面で積極的役割を演じるためには、技師、人事のプロフェッショナル、健康ケアの提供者、教育者などの他の専門職と協力する必要がある。

現在、多くの業績測定が発展しつつあり、そして、この故に、専門職の必要性は考慮の価値がある。環境に関する業績、知的資産、企業の統治や管理、という分野もあれば、ミューチュアル・ファンド、健康ケア、教育価値、という分野もある。

新保証業務への挑戦は、個々の監査法人に任されるべきである。しかし場合によっては、監査法人が広い認知を受けるならば、会計専門職全体としてのビジネスチャンスが生じることになる。新しい保証業務のビジネスチャンスが第二のシナリオに基づき追求される程度次第で、業績測定を新たに開発する課題が単に、開業会計士のためではなく、企業や、教育や、公的機関での業務に従事しているCAにも、同様に、適用されることになる。その結果、会計専門職全体として、利益を蒙ることになる。

いかに進めるかのモデルは、GAAPに求めることになる。会計・監査業務に従事している開業会計士は、この分野で、共同的努力の結果として、第一任者としての地位を享受しているようである。しかし、新しい業績表示に関して、市場から同程度の受容を期待できないかもしれないが、成功の秘訣は、統一的行動を取れるか否かにかかっている。

CICAのTFASは、これらのすべての問題を検討している。特に、会計専門職が追及すべきビジネスチャンスとして、どのような保証を考慮すべきであろうか。会計専門職全体としては、いかなる保証を追及すべきか。また、監査法人の場合はどうなるであろうか。市場のコンサルタントは、これらの問題をタスク・フォースの依頼を受けて、検討しており、最も適切な方法を諮問するこ

とになっている。

VIII 結びに代えて

会計監査論の財産を援用することによって、保証業務は何故に必要とされるのか、何故に企業等の情報の発信者は自己の情報に第三者の保証を得ようとするのか、すなわち、保証業務を社会が必要とする仕組みである保証業務需要の成立論理を次のように説明することができる。

まず、保証業務の構造を、既存の理論によって、具体的には、「米国会計学会」(AAA)の「**基礎的監査概念委員会**」(ASOBAC)の枠組みを用いて理解する方法がある。ASOBACは監査を、「経済活動や事象についての主張に関して、その主張と設定されている判断規準との合致の程度を確認するために、証拠を客観的に入手し、評価し、その結果を利害関係を有する利用者に伝達する組織的過程」と定義しているにすぎないが、これを保証業務について援用すると次のようになる。

「保証業務とは、経済活動や事象についての主張、活動、又は事象それ自体に関して、その検証主題と設定されている判断規準との合致の程度を確認するために、証拠を客観的に入手し、評価し、その結果を利害関係を有する利用者に伝達する組織的過程である。」

保証業務の構造をこのように理解した上で、その保証業務需要の成立論理を以下のように構築することができる。

「検証主題」、つまり、保証対象情報が経済的意思決定者の意思決定過程に必須の役割を果たすとすれば、その情報に「信頼性」が付与されれば意思決定者は「情報リスク」を引き下げることができる。一方、信頼性を付与されていない情報の提供者に対して、意思決定者は応分の費用の負担を請求する。同時に、意思決定者は信頼性を付与された情報を選好の対象とする傾向がある。さらに、情報の提供者も、保証を受けることで資本コスト等の対応する費用を引き下げ

ることができるならば、保証を受けない場合の費用の増加と比較して保証業務費用が低いことを条件として保証業務を受入れることになる。

要するに、「情報の発信者」と「情報の利用者」の間に保証業務が存在しない場合には、情報の利用者は意思決定に伴うリスクの存在の故に取引自体をあきらめるか、リスクに見合う負担と情報提供後の統制の強化を請求するであろう。この事態を避けるために、情報の発信者は保証業務を積極的に受入れるという論理である⁷⁾。

以上、保証業務需要の成立論理を検討したが、最後に、保証業務における問題点を論じてみよう。

保証業務における問題点

保証業務の対象には種々のものがある。財務情報としては、決算書類に加えて、「将来情報」や「見積情報」が想定される。さらに、財務情報のみならず「非財務情報」、「システム」、及び「行動それ自体」も対象になり得る。「報告対象」(情報の利用者)も、検証対象によっては、きわめて限定的なものから、情報が公共財的に機能するために不特定の人を相手にするものまで多様である。

従って、「判断規準」も種々であり「検証技術」も各種存在し、「保証水準」も高い保証から低い保証に至るまで存在する。会計士の知識、技能、及び能力もニーズや契約に応じたものが必要になるので、「一般的基準」を設定することは困難である。なお、最も重要な課題は会計士の「法的責任の問題」であるといわれている。

このような問題点があるにも拘らず何故に職業会計士の保証業務がこのように注目されるのか、又この領域の研究の必要性はいかなる点に認められかに關して、

「伝統的な監査業務から得られる収益の頭打ち傾向が見られる。しかも訴訟等で監査業はリスクの高い業務になろうとしている。そこで、新しい業務への支援体制を整え、業務指針を提供すると同時に、自らの自律原理を確立して、品質の維持を図る必要が生じてきた。これが職業会計士団体による保証

業務研究着手の偽らざる背景であろう」

という指摘がある⁸⁾。さらに、同見解は、この保証業務の研究過程で、多くの課題とともに新しい意義が保証業務に見出され、監査論的な意味において見逃せない次のような問題を提起したと指摘している。

- ・現実の会計士実務において、すでに財務諸表監査以外の多くの保証業務が展開され、しかも、それは増大傾向にあり、その中には財務諸表監査に匹敵する社会的意味を有する業務も含まれる事実は無視されるべきではない。
- ・財務諸表監査の将来的な展開を見据えた対応の必要性が認識されている。特に、米国で提案されているビジネス・レポート・モデルの方向に財務開示が進めばオール・イン・ワン型の財務諸表の監査という姿が崩れる可能性を無視できない。となれば、保証業務研究で識別される顧客ニーズと業務知識が財務諸表監査の利用者への価値を高めることに結びつく可能性は大いにあり得る。さらに、情報技術の変化も財務諸表監査のあり方に大きな影響を与えるはずである。とりわけ、情報開示が現在の決算書ではなく、オン・デマンド型の継続的な開示方式で、しかもデータ・ベースへの直接アクセスが可能となれば、現在の財務諸表監査は全く異なった機能を果たすことが要求されるようになるであろう。

また、同見解は、「保証業務研究」を通じて、職業会計士の存在意義が喧伝され、同時に、財務諸表監査の新しい可能性が明らかになった点を、一種の「パラダイム」(paradigm)の変化と捉え、これはもはや、「会計監査」というよりは、むしろ「情報の監査」という性格が強いと指摘し、「保証業務研究」は、「監査論研究」に計り知れない影響をもたらす可能性を秘めていると主張している。

すなわち、「従来の監査論は会計学を土台にした財務諸表監査とその外延領域の研究に留まっているが、保証業務概念中に財務諸表監査も取り込んだ上で、広範多様な保証業務を研究対象とすることで、『社会システム論』としての監査論の独立もあり得る。そして、おそらく、将来的には監査論に対する社会的なニーズがそのような方向へと導いていくのではないかと考えられ、もし、こ

のような予測が的中するとすれば、これはまさに監査論のパラダイムの変革を意味することになるであろう」という主張である。

主要参考文献

- David N. Ricchiute, *Auditing & Assurance Services*, 5th. Ed. South Western College Publishing (1998)
- Robert K. Elliott, Auditing Reborn, *CA MAGAZINE* (August 1996)
- Axel Thesberg, Future Bound, *CA MAGAZINE* (October 1996)
- Sheila Fraser, Senior Priorities, *CA MAGAZINE* (May, 1998)

¹⁾ 山浦久司編著『会計士情報保証論—保証業務のフレームワークと会計士の役割』中央経済社、2000年、7頁

²⁾ 山浦久司編著、前掲書。

³⁾ 山浦久司編著、前掲書

⁴⁾ 長吉真一稿「IFACの保証業務基準」『公認会計士の保証業務』日本公認会計士協会次世代会計士保証業務研究会最終報告書、2000年

⁵⁾ AICPAの11の証明基準は、1986年に公表されている。

⁶⁾ *Montgomery's Auditing* 12th ed. 1998年

⁷⁾ 山浦久司著『会計監査論』中央経済社、2003年、462-465頁を参照

⁸⁾ 山浦久司著、前掲書、465-467頁